

Q 8. 大量保有報告書の記載された内容に変更があった場合も変更報告書を提出しなければならないことになっていますが、「内容の変更」とは具体的に何ですか。また、発行会社として気をつけなければならないのはどのような点でしょうか。

A 8. 「記載内容の重要な変更」とは、前Qの株券等保有割合の増減の場合のほか、大量保有報告書の提出者の氏名もしくは名称又は住所もしくは本店所在地の変更、保有目的の変更、保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く）、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、共同保有者の変更、共同保有者の氏名もしくは名称又は住所もしくは本店所在地の変更、共同保有者の保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く）、その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出することとされています。これは、様式が定められており(第一号様式)、かつ「記載上の注意」がありますのでこれを参考として記載することになります。

次に、発行会社としては、**大量保有報告書提出者の中にもし正体不明の株主がその保有目的を「純投資」と記載していればこれは要注意です。**早速どのような株主かを調べた方がよいものと思われます。7～8%くらいどうということはないなど考えるのは禁物です。

というのは、その正体不明の株主以外に実質的な意味での共同保有者がいるかもしれないからです。目的が「純投資」である間はこれらの共同保有者の存在は表に出てこないと考えた方が良いでしょう。

また、この提出者も、この提出者との実質的な意味での共同保有者も、発行会社に対して何らかの接触をしてくることは、この段階ではあまりないと考えられます（接触があるケースは貴社の他の株主や貴社に何らかのスクandalがある場合なので、それは別途検討します）。何も要求がないということは、外から見ても、共同保有の意思は確かめようもありません。

しかし、保有目的が仮にストレートに「経営支配権の獲得」と記載されたときは、5%未満のその他の株主が共同保有者として現れてくることもあり得ます。これももちろん、日常の危機管理の問題と言えます。